専任を要する主任技術者及び現場代理人の兼務について

このことについて、工事現場に配置する主任技術者について以下の通り取り扱うこととしましたのでお知らせします。

Ⅰ．現場代理人の兼務について

現場代理人について、下記の工事で兼務を認めることとします。

記

１．　筑後市発注で近接(注 1)により諸経費を調整する工事

２．　以下の条件を満たす２件までの工事（市発注に限らない（※1））

① 工事現場の相互の間隔が路程で１０ｋｍ程度（※2）の近接した場所であること。

② 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと筑後市長が認めるものであること。

③ 監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

④ 担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、原則一日一回以上、担当工事現場を巡回し、現場の安全管理等に当たること。

⑤ 一方の現場を離れるときに連絡責任者を指名しておくこと。

（※1）相手方発注者の承認が必要です。

（※2）従来５ｋｍ程度としていたところ要件を緩和しました。

※　対象要件の１又は２のどちらかを満たしていること。

(注 1)近接工事の定義

・近接工事とは、同一工事区域内の工事又は工事区域に隣接（隣接する工事端間距離等が 50m以内）する工事をいう。工事端間距離を考慮するにあたって、河川工事等で河川をはさんで 2 つの工区がある場合、機械・労務・資材等の運搬が、河川管理上及び施工管理上問題なく河川を横断して行うことが可能であれば、横断距離（直線距離）にて判断するものとする。

・発注時に特記仕様書に示し、諸経費の調整が行われるもの。

注　意　事　項

兼務を希望する場合は落札後すみやかに（契約締結前に）別紙様式により申請して下さい。
上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意下さい。
この場合、他に配置する現場代理人がいないときは契約を締結できません。

Ⅱ．専任を要する主任技術者の兼務について

4,500 万円以上（建築一式工事は 9,000 万円以上）の専任を要する主任技術者（※）について、下記の場合に兼務を認めることとします。（監理技術者には適用されませんのでご注意ください。）

記

１．　密接な関連のある同一又は近接する箇所の工事

２．　工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事（※1）又は施行にあたり相互に調整を要する工事（※2）（いずれも市発注に限らない（※3））で、工事現場の相互の間隔が路程で１０ｋｍ程度の近接した２カ所の工事

（※1）筑後市発注の市道舗装工事と県発注の県道拡幅工事など。

（※2）例

・工事用道路を共有し、相互に工程調整を要する工事

・工事の発生土を盛土材に流用し、相互に土量配分計画の調整を要する工事

・２つの現場の資材を一括で購入し、相互に工程調整を要する工事

・相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互の工程調整を要する工事

など

（※3）公共工事に限らず民間工事も対象となります（公共工事と同様、相手方発注者の承認が必要です）。

注　意　事　項

兼務を希望する場合は落札後すみやかに（契約前までに）別紙様式により申請して下さい。
上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意下さい。
この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。